

公益社団法人全国公立文化施設協会寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金

当法人の会員又は広く一般から、常時受け付ける寄附金

(2) 特別寄附金

当法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより、当法人の会員又は広く一般から受け付ける寄附金

(3) 特定寄附金

前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金であつて、寄付者によりその用途を指定されたもの

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むのものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特別寄附金の募集)

第4条 特別寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を記載した書面（以下「寄附趣意書」という。）を会長に提出し、承認を得るものとする。ただし、重要な特別寄附金については理事会の承認を得るものとする。

2 特別寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。

(寄附趣意書の交付等)

第5条 特別寄附金を募集するときは、趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて趣意書を公開し、これに賛同して寄付した者には事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄付金額及びその受領年月日その他必要な事項を記載するものとする。

(特別寄附金および特定寄附金に係る結果の報告)

第7条 当法人は、特別寄附金又は特定寄附金の受領後速やかに寄附金総額、使途予定、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することにより、送付に代えることができる。

(寄附金の辞退)

第8条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担を生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があるものと認められるもの及び当法人が受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。